

建設コンサルタント登録業者 各位

建設コンサルタントの最低制限価格変動制及び 前払金制度の見直し等について

建設コンサルタントの最低制限価格変動制については、平成 21 年 10 月に対象範囲を拡大しましたが、下記のとおり「失格と変動制の設定方法」を見直すこととしました。併せて、前払金の対象範囲についても拡大します。

1 最低制限価格変動制の見直し

対象案件	・ 予定価格 100 万円超の建設コンサルタント（電子入札に限る）の全て。
失格と変動制の設定方法（見直し後）	・ 予定価格（税抜）の 60% を下回る入札は失格とします。 ・ 予定価格（税抜）以内の入札のうち、失格入札を除いた入札の平均額（税抜、円未満切捨て）の 85% で設定。 $\text{平均額} \times 0.85 = \text{最低制限価格（税抜、円未満切捨て）}$ （別紙，算定例を参照ください）
落札者の決定	・ 予定価格以内，最低制限価格以上の範囲内で，最低価格入札者を落札者とします。

2 前払金の対象範囲拡大

前払金の支払を行う対象範囲を拡大します。

(1) 前払金の額

契約金額の 30% 以内（変更はありません）

(2) 対象範囲

現行

・ 設計金額 1 件 500 万円以上（税込）で，履行期間が概ね 90 日以上



拡大後

・ 設計金額 1 件 100 万円超（税込），履行期間の制限はありません。

3 実施時期

平成 22 年 5 月 1 日以降の指名案件から実施

ただし、「2 前払金の対象範囲拡大」については，現在，契約中の案件についても適用します。

4 その他

昨年度に引き続き，予定価格 1 千万円以上の一部で予定価格事後公表を試行します。

別紙（算定例）

最低制限価格算出と落札（候補）者決定の例

・ 予定価格 9,000,000円（税抜）の場合

入札参加者の入札順位・金額	入札順位（低い順）	入札金額	備考
	1位	<u>5,300,000円</u>	失格（平均から除外）
	2位	<u>6,440,000円</u>	無効
	3位	<u>6,500,000円</u>	無効
	4位	<u>7,560,000円</u>	落札者
	5位	7,700,000円	
	6位	7,900,000円	
	7位	8,150,000円	
	8位	8,250,000円	
	9位	8,300,000円	
	10位	8,500,000円	
平均額（失格入札を除く）		7,700,000円	2位～10位の平均額
最低制限価格（平均額の85%）		<u>6,545,000円</u> (7,700,000円×0.85)	

予定価格の60%を下回ったため失格

最低制限価格を下回ったため無効

予定価格以内、最低制限価格以上の範囲で、最低価格入札者が、「落札者」